

平成24年2月24日

答申第31号

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例(平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。)に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書不存在決定の取り消しを求め、更に、議会改革の一環として政務調査費の手引きを作成することを市民に公表することを求める。

公文書公開請求日：平成23年9月11日(平成23年9月12日受付)

請求内容：外部評価委員会、情報公開審査会、監査委員の勧告、意見、付記を十二分に尊重して、政務調査費の使途の透明化(支出基準、目的外支出防止)のための政務調査費の手引き、又はガイドラインの作成に取り組んでいることを証明する会議録、打ち合わせ記録等の公文書の写し
(赤線部は、下記(注)を、また、その他の資料、備考欄も参照してください。)

(注)平成23年1月24日付議会事務局総務調査室長高嶋名のメールより抜粋「・・・外部評価委員会、情報公開審査会、監査委員からいただいた意見や付言については、本市議会としても十二分に尊重し、議会改革につとめているところです。・・・」

実施機関の処分：平成23年9月26日付名議総第235号 公文書不存在決定

3 異議申立て理由

公文書不存在決定は、既に公表されている議会改革に努めているという、具体的には政務調査費の手引きの作成に取り組んでいるという内容と異なっているため、不存在決定の取り消しを求めている。

更に、議会改革の一環として、政務調査費の手引きを作成することを市民に公表することを求めている。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

当審査会が実施機関に確認したところ、公文書公開請求のあった文書に該当するものはないとのことであり、実施機関の不存在決定及びその理由には不自然な点は見当たらない。

したがって、実施機関の行った決定は妥当といわざるをえない。

上記(1)基本的な考え方にあるように、当審査会は公開非公開等の可否を審査するものであり、異議申立の主旨は、政務調査費の手引きを作成することを市民に公表することを求めており、当審査会ではそれらの是非を審査する権限は持たない。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

5 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年11月 2日	諮問書受理
平成23年12月 5日	第49回名張市情報公開審査会 実施機関からの意見聴取
平成23年12月21日	第50回名張市情報公開審査会
平成24年 2月10日	第51回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成24年 2月24日	第52回名張市情報公開審査会 答申

6 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	福 田 悦 子	名張市人権擁護委員
委 員	寺 川 史 朗	三重大学人文学部教授
委 員	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士